

2023年8月1日

各 位

碧海信信用金庫

へきしんデビットカード取引規定の改定について

平素は、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当金庫は、J-Debit における地方公共団体等公的機関の「間接加盟方式※」に対応するため、デビットカード取引規定を改定いたしましたので、お知らせいたします。

※ 「間接加盟方式」とは、決済代行機関（情報処理センター等）を介して公的機関を加盟店とする方式です。

なお、改定日以前にデビットカードをご契約いただいたお客さまにも、改定後の規定が適用されますのでご了承願います。

ご不明の点がございましたら、当金庫の窓口にお問い合わせください。

記

1. 改定日

2023年8月1日(火)

2. 改定内容

別添のへきしんデビットカード取引規定新旧対照表のとおりです。

以 上

## へきしんデビットカード取引規定 新旧対照表

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 公金納付</p> <p>1. (適用範囲)</p> <p><u>利用者が、次の各項のうちいずれかの者（以下「公的加盟機関」といいます。）に対して、</u>機構所定の公的加盟機関規約（以下本章において「規約」といいます。）に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下「公的債務」といいます。）の支払い<u>を行う</u>ために、カードを提示した場合は、<u>第1項においては規約所定の加盟機関銀行が、第2項においては規約所定の決済代行機関が</u>当該公的債務を支払うものとします。この場合、<u>利用者は、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額（第2項においては加盟機関銀行が決済代行機関に対し負担する補償債務に係る費用相当額）</u>を支払う債務（以下「補償債務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落とし（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（以下本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。</p> <p><u>(1) 規約を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機関（以下本章において「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。</u>但し、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当金庫のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。</p> <p><u>(2) 規約を承認のうえ、規約所定の決済代行機関と規約所定の間接公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。</u>但し、規約所定の当該間接公的加盟機関契約の定めに基づき、当金庫のカードを、間接公的加盟機関で利用することができない場合があります。</p> | <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 公金納付</p> <p>1. (適用範囲)</p> <p>機構所定の公的加盟機関規約（以下本章において「規約」といいます。）<u>を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機関（以下本章において「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した法人（以下「公的加盟機関」といいます。）</u>に対して、規約に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下「公的債務」といいます。）の支払い<u>のため</u>に、カードを提示した場合は、規約に定める加盟機関銀行が当該公的債務を支払うものとします。この場合<u>に、</u>加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額を支払う債務（以下「補償債務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落とし（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（以下本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。<u>但し、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当金庫のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。</u></p> |

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>2. (準用規定等)</p> <p>(1) カードをデビットカード取引に利用することについては、第1章の2.ないし5.を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「<u>直接加盟店</u>」を「<u>決済代行機関</u>」と、「<u>加盟店銀行</u>」を「<u>加盟機関銀行</u>」と、「<u>売買取引債務</u>」を「補償債務」と読み替えるものとします。</p> <p>(2) 前項にかかわらず、第1章第2条第3項第3号は、本章のデビットカード取引には適用されないものとします。</p> <p>(3) 前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行うことはできません。</p> <p>第4章 (略)</p> | <p>2. (準用規定等)</p> <p>(1) カードをデビットカード取引に利用することについては、第1章の2.ないし5.を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「<u>売買取引債務</u>」を「補償債務」と読み替えるものとします。</p> <p>(2) 前項にかかわらず、第1章第2条第3項第3号は、本章のデビットカード取引には適用されないものとします。</p> <p>(3) 前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行うことはできません。</p> <p>第4章 (略)</p> |

以 上